

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成29年12月19日

支出負担行為担当官

国立療養所東北新生園

事務長 細川 一人

1 競争入札に付する事項

- (1) 工事名 国立療養所東北新生園職員宿舎外部改修整備その他工事
- (2) 工事場所 宮城県登米市迫町新田字上葉ノ木沢1番地
- (3) 工事内容 ①職員宿舎外部改修整備 RC4F 延べ面積 500.36㎡
②職員宿舎外部改修整備 RC3F 延べ面積 373.64㎡
③職員更衣棟屋上防水改修整備 RC1F 延べ面積 423.22㎡
- (4) 工期 平成30年1月26日から平成30年3月28日まで
- (5) 本工事は、資料提出、入札等を紙入札方式で行う。

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同70条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 平成29・30年度厚生労働省（東北地域）における「建築一式」において「C又はD等級」の一般競争参加資格の認定を受けていること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、東北地域の一般競争参加資格の再認定を受けていること。）
- (3) 会社更生法に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申立てをした者（上記（2）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 平成14年度以降に、元請として完成・引渡し完了した下記の要件を満たす同種工事の施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合のものに限る。また、施工実績は施工中のものを除く。）
なお、当該施工実績が厚生労働省及び他省庁が発注した工事のうち500万円を超える請負工事に係る施工実績にあつては、「工事成績評定表」の評定点合計が65点未満のものを除くこと。
同種：医療施設、老人福祉施設及び共同住宅の新築、増築又は改修工事
- (5) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に配置できること。
(ア) 一級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、一級建築士の免許を有する

者又は国土交通大臣若しくは建設大臣が一級建築施工管理技士と同等以上の能力を有すると認定した者である。

- (イ) 平成14年度以降に上記(4)に掲げる基準を満たす完成・引渡が完了した工事で元請けとしての経験を有する者であること。なお、当該工事経験が厚生労働省及び他省庁が発注した工事のうち500万円を超える請負工事にあつては、「工事成績評定表」の評定点合計が65点未満のものを除くこと。
 - (ウ) 配置予定技術者と競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)の提出者の間に直接的かつ恒常的な雇用関係が申請書受付日以前に3ヶ月以上継続していること。
- (6) 競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料(以下「資料」という。)の提出期限の日から開札の時までの期間に、厚生労働省から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止を受けていないこと。
 - (7) 上記1に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
 - (8) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人事関係がないこと(資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。)
 - (9) 宮城県内に建設工事業に係る許可を受けた本店、支店その他の営業所が所在すること。
 - (10) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、厚生労働省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
 - (11) 次の事項に該当する者は、競争に参加できない。
 - (ア) 資格申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載した者。
 - (イ) 経営の状況又は信用度が極度に悪化している者。
 - (12) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあつては、この入札の入札書提出期限の直近2年間(⑤及び⑥については2保険年度)の保険料について滞納がないこと。
 - ①厚生年金保険
 - ②健康保険(全国健康保険協会が管掌するもの)
 - ③船員保険
 - ④国民保険
 - ⑤労働者災害補償保険
 - ⑥雇用保険
 - (13) 過去1年以内に、厚生労働省所管法令違反があり、社会通念上著しく信用を失墜しており、当該委託業務遂行に支障を来すと判断される者でないこと。
 - (14) その他予決令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。

3 入札手続等

(1) 担当部局

〒989-4692 宮城県登米市迫町新田字上葉ノ木沢1番地
国立療養所東北新生園 庶務課 施設管理班
電話 0228-38-2121 内線793

(2) 入札説明書の交付期間、場所及び方法

平成29年12月20日(水)から平成30年1月10日(水)までの土曜日、日曜日及び祝祭日等(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91条)第1条に規定する行政機関の休日(以下「休日」という。))を除く9時から17時までの間、上記(1)の場所に書面により提出すること。

(3) 申請書及び資料の提出期間、場所及び方法

平成29年12月20日(水)から平成30年1月11日(木)までの土曜日、日曜日及び祝祭日等(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91条)第1条に規定する行政機関の休日(以下「休日」という。))を除く9時から17時までの間、上記(1)の場所に書面により提出すること。

(4) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

入札書は、平成30年1月25日(木)10時までに、書面により提出すること。国立療養所東北新生園庶務課施設管理班に持参すること。郵送等による入札は認めない。

開札は、平成30年1月25日(木)10時30分 国立療養所東北新生園会議室において行う。

4 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

(ア) 入札保証金 免除。

(イ) 契約保証金 免除。(ただし、付保割合を10分の3以上とする公共工事履行保証証券(かし担保特約を付したのものに限る。)を付すること。)

(3) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

また、入札に参加した者が誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の入札を無効とするものとする。

(4) 落札者の決定方法

予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。但し、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格を入札した者を落札者とすることがある。

(5) 配置予定技術者の確認

落札者決定後、配置予定の主任技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、申請書の差し替えは認められない。

(6) 契約書作成の要否 要。

(7) 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無。

(8) 関連情報を入手するための照会窓口 上記3(1)に同じ。

(9) 一般競争参加資格の決定を受けていない者の参加

上記2(2)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記3(3)により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時に於いて、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

(10) 本件は、提出資料を書面により行うものであり、対応についての詳細は入札説明書による。